

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

第11次市勢発展長期計画では、少子高齢・人口減少、暮らしと意識の多様化、コミュニティの変化、循環型社会の実現、高度情報化の進展、グローバル化、地域経済の発展、改革の時代といわれる社会の潮流に迅速・的確に対応し、効率的にまちづくりを推進していくこととして、本市の都市像「だれもが“ほっと”できるまち真岡」の実現に向け、まちづくりの基本方針を定めています。

本計画では、上位計画である第11次市勢発展長期計画の7つの政策を踏まえ、本計画の基本方針として7項目を設定しました。この基本方針に基づき、ICTを活用した行政情報サービスを地域間の格差なく「必要な時に、いつでも・どこでも・何でも・だれでも、安心・安全に受けられる」ように市民の利便性の向上を目指します。

I 地域情報化の基本方針

～情報化の恩恵を享受し、利便性の向上を目指す～

情報化が急速に進展するなかで、全ての市民が等しく情報通信社会の恩恵を享受できるよう、市民サービスの質的向上、新たなサービスの提供、市民負担の軽減、情報発信力の強化を図り、市民のニーズに適し利便性の向上を目指すシステムを構築します。

II 行政情報化の基本方針

～行政運営の効率化・高度化を図る～

行財政運営の合理化を図るとともに高度情報化社会に対応したさまざまな行政サービスを市民に提供するため、電子自治体の実現を目指します。また、情報化施策を円滑に推進し、情報通信技術を活用した行政サービスを提供するため、職員の情報活用能力の育成・向上に努めるとともに、個人情報の保護及びセキュリティポリシーを確立し、安全で安心できる情報化を推進します。

2 方針の体系図

